



パリ通信 6 (2016年1月23日)



12月12日、午後7時26分、パリ協定採択の瞬間。写真中央はローラン・ファビウスCOP21議長(フランス、外務大臣)、その左はフィゲレス条約事務局長(写真:UNFCCCウェブサイトより)。

歴史的な合意

2015年11月30日から12月11日までの予定で始まったCOP21は、会期を1日延長した12月12日午後7時26分にパリ協定(Paris Agreement)とCOP21決定を採択して閉幕しました。パリ協定が採択された瞬間、会議場は満員総立ちで5分以上拍手が鳴り止みませんでした。なかには涙ぐんでいる交渉官もいました。鳴り止まぬ拍手と交渉官の涙は、この交渉がいかに困難であったかを示しています。

採択されたパリ協定は、法的拘束力ある条約で、地球温暖化問題では気候変動枠組条約(1992年)、京都議定書(1997年)に続く3番目の国際条約です。パリ協定は29条、COP21決定「パリ協定の採択」は140のパラグラフ(項)からなります。

パリ協定は、協定の目的を2℃未満とし、中長期の目標・ビジョンとして、今世紀後半に世界全体の人為的な排出と人為的な吸収を均衡させる(実質排出ゼロ)ことに合意しました。また、現在提出されている国別約束(INDC)では2℃目標に足りないことから、これを引き上げるプロセス(サイクル)にも合意しました。

また、COP21に向けて187カ国が、INDCを提出し、パリに150カ国超の首脳級が集まったことで、世界全体で地球温暖化問題に取り組む機運が醸成されました。

パリ協定は、京都議定書と違い、国別の削減目標／行動の達成に対して法的義務がないなど問題点もありますが、現在の国際状況の中では大きな成果で、歴史的な合意と言ってよいと思います。

CASAは、パリ協定の合意を心から歓迎したいと思います。

しかし、パリ協定は始まりに過ぎません。合意されただけでは絵に描いた餅で、各国がパリ協定の目的に沿って国内対策を誠実に立案し、実施することが必要です。まさにこれからが正念場です。

パリ協定 (法的拘束力ある合意)	COP21決定 (誠実に実施していく政治合意)
前文	前文
1条 定義	I. 採択
2条 目的	II. INDC (国別目標案)
3条 削減目標／行動 (NDC) の進展	III. 協定を発効するための諸決定
4条 排出削減策	緩和
5条 森林、REDDプラス	適応
6条 持続可能な発展を支援するためのメカニズム	ロス・アンド・ダメージ (損失と損害)
7条 適応	資金
8条 ロス・アンド・ダメージ (損失と損害)	技術開発と移転
9条 資金	キャパシティ・ビルディング (能力構築)
10条 技術開発と移転	行動と支援の透明性
11条 キャパシティ・ビルディング (能力構築)	グローバル・ストックテイク (全体の進捗確認)
12条 教育・公衆の認識向上	実施と遵守の促進
13条 行動と支援の透明性	最終条項
14条 グローバル・ストックテイク (全体の進捗確認)	IV. 2020年までの強化された行動
15条 実施と遵守の促進	V. 非国家ステークホルダー
16条～19条 組織的事項	VI. 行政上・予算上の事項
20条～29条 署名、発効、紛争解決など	

(出所) CASA作成

35



パリ協定とCOP21決定「パリ協定の採択」の章立て(出所:CASA作成)

COP21 の概要

COP21の参加者は36,000人を越え、各国政府関係者約23,100人、国連機関、政府間組織および市民社会組織(NGO)が約9,400人、報道関係者約3,700人にのぼるとされています。

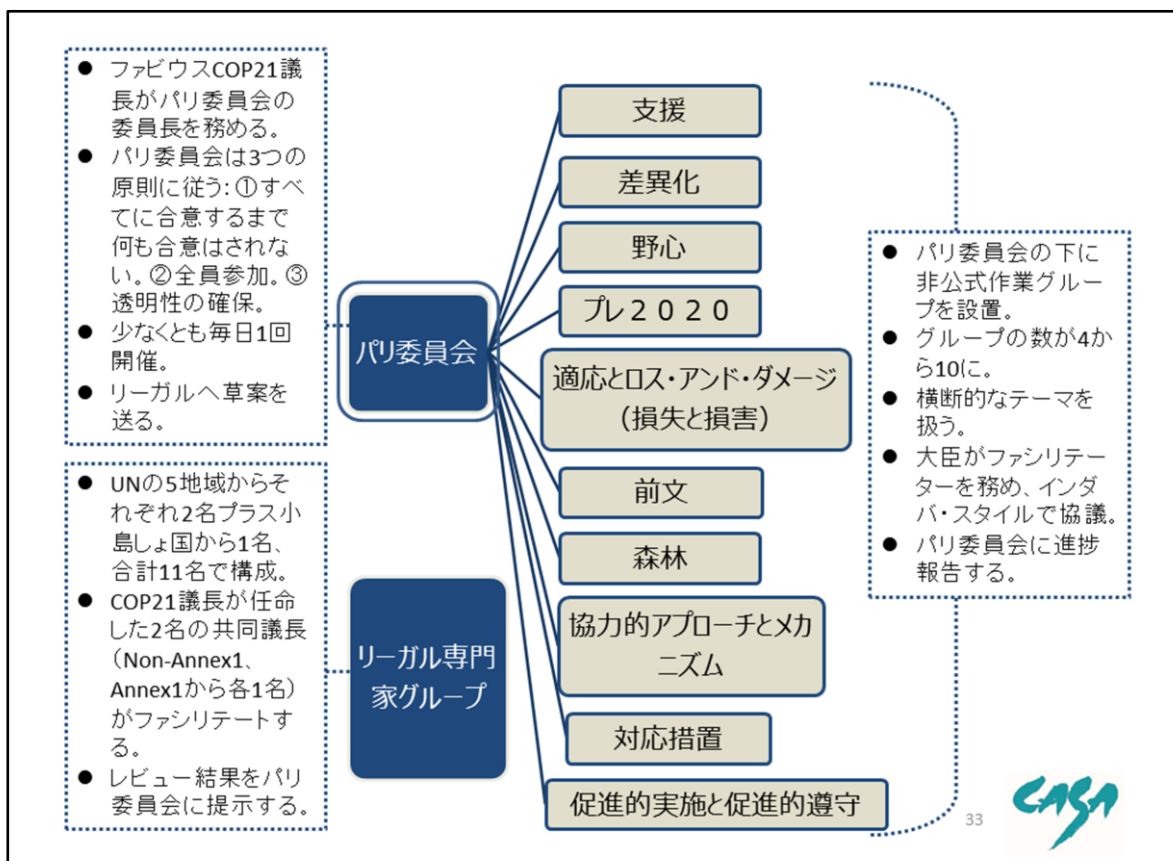
開幕前日、11月29日の夕刻にADP(強化された行動のためのダーバン・プラットフォーム特別作業部会)の開会総会が開催され、テーマごとの討議グループ(スピンオフ・グループ)を設置し、11月30日の夜からスピンオフ・グループで交渉を開始すること、スピン

オフ・グループでの議論の成果は全体会のような役割を果たすコンタクト・グループへ報告されることなど、1週目の交渉の進め方が確認されました。ADPがCOP開幕前にしかも日曜日に開催されるのは異例のことでしたが、これは、11月30日の開幕初日から実質的な議論を始めるためでした。

11月30日にはCOP21が開幕し、フランスのファビウス外務・国際開発大臣を議長に選出しました。同時に各国首脳によるリーダーズ・イベントが2つの会場で開始され、150カ国を超える首脳級がスピーチをしました。

第1週目はコンタクト・グループやスピノフ・グループに加え、スピノフ・グループの下のインフォーマル・インフォーマルが設置され、ADPの下で集中的に交渉が行われました。

12月5日(土)にADPは「パリ協定案」に合意して閉会し、ADPの成果がCOPに送られました。同日開かれたCOP総会で、ADPでの交渉を踏まえて、パリ協定案とCOP21決定について議論するために「パリ委員会」が設置されました。



2週目の交渉の場として設置されたパリ委員会などの概要(出所:CASA作成)

ファビウス議長は、パリ委員会は、「全てが合意されるまで何の合意もない」、「全ての締約国が参加する」、「透明性を維持する」という3つの原則によって進められると説明しま

した。これは明らかに、交渉に透明性がないこともあって、合意に失敗した COP15 を意識したものです。

パリ委員会の下に4つの閣僚級協議の場（通称「インダバ」¹）が設置され非公式で交渉が行われました。このインダバは最終的には10にまで増えました。12月6日（日）から12日（土）にかけては、インダバでの交渉と、その内容の報告を受けるパリ委員会が連日開催されました。パリ委員会の参加確保の原則に従い、会議場に入りきれない政府代表団や私たちオブザーバーのため、別室が用意され、パリ委員会の模様は中継されました。

12月9日（水）には、第1次パリ協定案が議長から提示されました。この第1次案はまだ多くのオプションやブラケットが残っており、多くの国から意見や懸念が表明されました。

12月10日（木）午後9時に、第2次パリ協定案が提示されましたが、まだ差異化（緩和（削減）、透明性、資金その他様々な規定の中で先進国と途上国にどう差を設けるか）、野心（削減目標や行動をどう高めるか）、資金などについて合意ができておらず、12月10日から12日にかけて夜通しの交渉が続けられました。

会期を1日延長した12月12日（土）午前11時30分にパリ委員会が招集され、ファビウス議長が、バランスのとれた野心的な合意をまとめた最終文書がパリ委員会後に配布されると発表し、午後1時半にパリ協定の最終案が公表されました。同日、午後5時30分にパリ委員会が開かれ、パリ協定案をCOPに送ることを決定しました。COPで最終的にパリ協定が採択されたのは、午後7時26分です。

パリ協定の概要と評価

パリ協定の目的（2条）

パリ協定の目的は、工業化以前からの平均気温の上昇を2°Cを十分に下回る水準にすることを協定の目標とし、1.5°Cへの抑制を努力目標（2条1(a)）としています。国際条約に初めて温度目標が記載されました。

気候変動枠組条約では、「気候系に対して危険な人為的干渉を及ぼすこととならない水準において大気中の温室効果ガスの濃度を安定化させることを究極的な目的とする」として、「濃度の安定化」が目的とされ、京都議定書では前文に「条約第二条に定められた条約の究極的な目的を達成するため」と書かれて、具体的な数値などは記載されていませんでした。パリ協定が、条文本体に、明確に2°C目標を記載したことは画期的です。

これまで、COP16の Cancun 合意（COP 決定）の前文でも、2°Cや1.5°Cに言及していましたが、あくまで「認識」の対象で、目的とはされていませんでした。パリ協定では、条文本文で工業化以前に比べて2°C未満が協定の目的として記載され、Cancun 合意では、「2°C未満 (below 2 °C)」だったのが、パリ協定では「2°Cを十分に下回る (well below 2 °C)」とされ、さらに1.5°Cも「目指す」とされています。そして、COP 決定 para21 では、2018年に、1.5°Cの気温上昇がもたらす影響と世界全体の温室効果ガス（GHG）排出経路に関する

¹ インダバとは、ズールー語で、重要あるいは困難な議題を話すために集まる場の意味。

る特別報告書を提出するよう IPCC に要請 (invite) しています。

削減目標／行動 (NDC) の進展 (3 条)

COP21 に向けて、159 カ国と EU (28 カ国) の 187 カ国が、国別の削減目標／行動 (INDC) を提出しました (2015 年 12 月 15 日現在)。削減目標／行動を提出した国は、締約国の 95%、締約国の排出量の 98.6% に及びます。国際エネルギー機関 (IEA) は、現在提出されている削減目標／行動は、平均気温の上昇を 1°C 引き下げるが、それでも 2100 年には 2.7°C 上昇すると予測しています。

2°C 目標に達しないとはいえ、締約国の 95% にあたる 187 カ国が、曲がりなりにも削減目標／行動を策定したことは、これからの世界の地球温暖化対策の基礎がつけられたことを意味しており、大きく評価してもよいと思います。

パリ協定では各国が提出する 2020 年以降の目標は、「国別に決定される貢献 (nationally determined contributions : NDC)」とされています。すべての締約国は NDC に関し、パリ協定の目的を達成するため、野心的な努力を実施するとされ、その努力は、途上国を支援する必要性を認識し、経年的に前進させるとされています (3 条)。

目標とビジョン (4 条 1)

パリ協定 4 条 1 では、目標やビジョンが規定され、できるだけ速やかなピークアウトと、ピークアウト後の急速な削減が必要だとしています。

さらに今世紀後半に世界全体の人為的な排出と人為的な吸収を均衡させるという目標を設定しています。人為的な排出と人為的な吸収を均衡させるということは、「人為的な排出量をゼロにする」ことを意味します。人為的な吸収には、海洋や陸上生態系など自然界での吸収は含まず、森林などの吸収源を拡大することや、二酸化炭素 (CO₂) を回収・貯留し、長期間隔離するシステム (CCS) などが考えられますが、いずれにしても、排出量に比べれば、その吸収量は微々たるものです。IPCC の第 5 次評価報告書 (AR5) は、「2°C 未満に抑制するためには、温室効果ガス排出量を 2050 年に 40~70%、2100 年にゼロないしマイナスにする必要がある」としており、パリ協定の目標やビジョンは、こうした最新の科学的知見に沿ったものです。

締約国の削減の義務 (4 条)

パリ協定は、締約国の削減の義務として、締約国が国別目標 (NDCs) を作成し、報告し、保持することを義務としています。この国別目標は、「それまでのその国の目標を超えるもの (progression beyond)」で「その国ができる最も高い削減水準 (highest possible ambition)」でなければならないとされています (4 条 3)。

また、締約国は「削減の国内措置をとる義務」(4 条 2) があり、「5 年ごとに目標 (NDC) を提出する義務」(4 条 9) が定められています。さらに、すべての締約国は目標の明確さ、透明性、理解に必要な情報を提供する義務があり (4 条 8)、NDC について説明する義務があるとされています (4 条 13)。

2025年目標を掲げる国は、2020年までに次の目標を提出し、2030年目標を掲げる国は、現在の目標の引き上げまたは確認することが要請されています(COP決定 para21、23、24)。アメリカやブラジルのように、2025年目標の国は「2025年目標を越える新たな目標」を提出しなければなりません、日本のように2030年目標を提出している国はそれを再提出することも認められています。しかし、日本が提出している目標は先進国でも最低レベルと評価されており、もし現在の目標をそのまま再提出した場合は、世界から大きな非難を浴びることになります。提出されるNDCは事務局によって公開登録簿に記録されることになっています(4条12)。

5年ごとの新たな目標は、関係するCMA(パリ協定締約国会議)の会合の少なくとも9～12ヵ月前に事務局に提出すること(COP決定 para25)とされています。これは、提出された目標(NDC)をCMAで事前に協議することを想定した規定です。ADPで、過去にアメリカなどから提案されていた事前協議(ex-ante)の復活です。

さらに、締約国には長期の低炭素発展戦略を策定し、報告するよう努力する責務が規定されています(COP決定 para36)。「長期」とは「今世紀半ば」頃が想定されており、この低炭素発展戦略は、2020年までに事務局に提出することが要請されています(invite)。また、提出された低炭素発展戦略は事務局によってウェブサイト上に公開されることが要請されています。

先進国については引き続き国別絶対排出量の目標を掲げることにより先導する責務、途上国については引き続き削減努力を強化していく責務があるとされ、先進国は「国別絶対排出量目標」、途上国は「削減努力の強化」と、先進国と途上国で差異化がされています。さらに、時間の経過とともに、途上国が国全体の排出削減あるいは抑制目標へ向かうことが奨励されると明記されました(4条4)。ベースになったのはブラジル提案で、発展した途上国は先進国並の「国別絶対排出量目標」に移行すべきという、動的な差異化の考え方が採用されています。

適応(7条)

7条1で適応に関する世界目標(global goal)が設定されました。適応の目標が国際条約に明記されることは初めてのことです。この目標は、持続可能な発展に貢献し、適当な適応対応を確保するという観点から、適応の能力を高め、気候変動に対するレジリエンスを強化し、気候変動に対する脆弱性を低減するものであるとされています。適応のニーズおよびコストについては、現在のニーズが大きいことを認識し、より高い水準の緩和により追加的な適応の努力に対するニーズを小さくすることができること、より大きな適応のニーズにはより大きな適応のコストが必要とされうることを認識する、とされています(7条4)。適応に関する行動強化について締約国の協力を強化すること(7条7)にも言及されています。「適当な場合には」と付記があるものの、適応計画の策定プロセスおよび行動実施に取り組む締約国の義務(7条9)、適応に関する情報を定期的に提出し更新する締約国の責務(7条10)が書かれており、これらの情報は、公開の登録簿に記録されることになっています(7条12)。途上国に対し引き続き国際的な支援を強化していくこと(7条13)、

14 条のグローバル・ストックテイクでは、適応に関する世界目標達成に向け全体の進展をレビューするとしています（7 条 14 (d)）。

COP 決定で、CMA が適応に関して CMA1 で検討し、採択するものについては、適応委員会が中心になって準備を進めるよう要請されています。たとえば、2017 年に条約の下の適応関連の組織的アレンジメントに関する作業のレビューを行うこと、適応ニーズを評価するための方法論を検討すること（COP 決定 para43）などがあります。

ロス・アンド・ダメージ（損失と損害）（8 条）

ロス・アンド・ダメージについては、パリ協定に独立の条項が設けられました（8 条 2）。

締約国は、気候変動の悪影響により生じるロス・アンド・ダメージを避け、最小化し、対処することの重要性を認識し、ロス・アンド・ダメージのリスクを軽減する点で持続可能な開発が果たす役割の重要性を認識する（8 条 1）とされ、COP19 で設置されたワルシャワ国際メカニズムは、CMA のガイダンスに従うことが明記されました。

ロス・アンド・ダメージのテーマで当初からアメリカが受け入れられないと強く主張していた、「責任と補償（liability and compensation）」については、COP 決定 para52 で「協定 8 条は、責任と補償の基礎を伴ったり、提供するものではない」ことが明記されました。パリ協定に独立の条項を設けることを強く主張していた途上国の主張が通った面と、アメリカの主張が通った面と、痛み分けのような決着になっています。

資金（9 条）

資金については、先進国が主張していた資金提供国の拡大と、2020 年以降の資金規模が交渉の論点でしたが、先進国の資金提供義務（9 条 1）に加えて「他の締約国が自発的に引き続き支援を提供することができる」（9 条 2）とされ、先進国以外の「他の締約国」も「自発的」に資金を提供できるとされたことにより妥協が図られました。

2020 年までの資金については、資金規模については具体的な数値目標は記載されませんが、COP 決定 para54 で「2025 年まで、先進国が 1000 億ドルの資金動員を引き続き行う意思があること」を確認し、「2025 年までに CMA が 1000 億ドルを下限とする資金の世界目標を設定する」ことを決定しています。このことは、2020 年までに 1000 億ドルを拠出するという従来の合意は維持しつつ、2020 年以降の資金については、引き続き気候資金の動員を先導することが先進国の義務とされ、このような気候資金の動員はそれまでの努力を超える前進を示す（progression beyond）とされています（9 条 3）。

資金に関する情報を提出することについても規定があります。9 条 5 で、先進国に対して、9 条 1、3 について隔年で報告する義務があり、可能であれば、その情報に公的な資金源から途上国に提供される資金の水準を含むとされています。「他の締約国」については、自主的な提出が奨励されています（9 条 5、7）。

行動と支援の透明性（13 条）

行動と支援に関する透明性枠組みを設置することが明記されています。この枠組みは、

柔軟性を内包するもので、締約国の異なる能力を考慮する枠組みとされ（13 条 1）、13 条実施において、能力に照らして途上国に対し柔軟性を提供するとされています（13 条 2）。また、条約の下での透明性の制度に基づくもので、それらを強化するものであること、および、促進的で、敵対的でなく、懲罰的でない態様であるとされています（13 条 3）。行動に関する透明性枠組みについて、その目的は、13 条 5 で、条約 2 条に規定されている究極目的に照らして気候変動行動に対する明確な理解を提供することとされています。支援に関する透明性の枠組みについて、その目的は、13 条 6 で、提供される支援および受ける支援について明確さを提供すること、また、資金支援の全体について可能な限り完全なオーバービューを提供することとされています。

13 条 7 では、インベントリ報告と NDC の進捗を追跡するために必要な情報を提出する締約国の義務が書かれているほか、適当な場合には、適応に関連する情報を提出する責務（13 条 8）、支援に関する情報については先進国は提出する義務、そのほかの締約国は提出する責務（13 条 9）があることが書かれており、これらの情報は専門家によるレビューを受けることになっています（13 条 11）。進捗に関する促進的な多国間の検討に参加する締約国の義務も明記されています（13 条 11）。

適当な場合には、行動と支援の透明性に関する共通の方法・手続き・指針を CMA が CMA1 で採択すると書かれています（13 条 13）。

グローバル・ストックテイク（14 条）

グローバル・ストックテイクとは、14 条 1 で書かれている通り、CMA が協定の実施に関して、協定の目的達成と長期目標達成に向けた全体の進捗を評価するために定期的に行う評価・検証を指します。

第 1 回目のグローバル・ストックテイクは 2023 年に実施し、その後、5 年毎に実施される（14 条 2）、その結果は、締約国が行動および支援を引き上げ、促進する際の指針とされるとあります（14 条 3）。

協定に書かれているのは 2020 年以降で全体の進捗を確認する機会に関することですが、現在の INDC が 2°C 目標に足りないことがすでに分かっていることから、2020 年よりも前のタイミングで全体の進捗を確認する機会について検討されることが、COP 決定で明記されています。COP 決定 para16 で、条約事務局が 2015 年 10 月 1 日までに提出された INDC を足し合わせた効果についてまとめた統合報告書に留意することを明記したうえで、COP 決定 para19 で、先に出された統合報告書を 2016 年 4 月 4 日までに更新し、5 月 2 日までに公表するよう、事務局に要請しています。加えて、2018 年に締約国間で促進的対話を行うことを決定しています（COP 決定 para20）。

前述のとおり、2020 年までに 2025 年目標を掲げる国は次の目標を提出し、2030 年目標を掲げる国は現在の目標を引き上げまたは確認することになっていますが、それまでに、①2016 年 5 月 2 日までに条約事務局が INDC の統合報告書を公表し、②2018 年に IPCC が 1.5°C に関する特別報告書を公表し、③さらに、2018 年に締約国間の促進的対話をするようになっていて、協定の目標達成に対してどれだけ前進しているのか（progression）をくりかえ

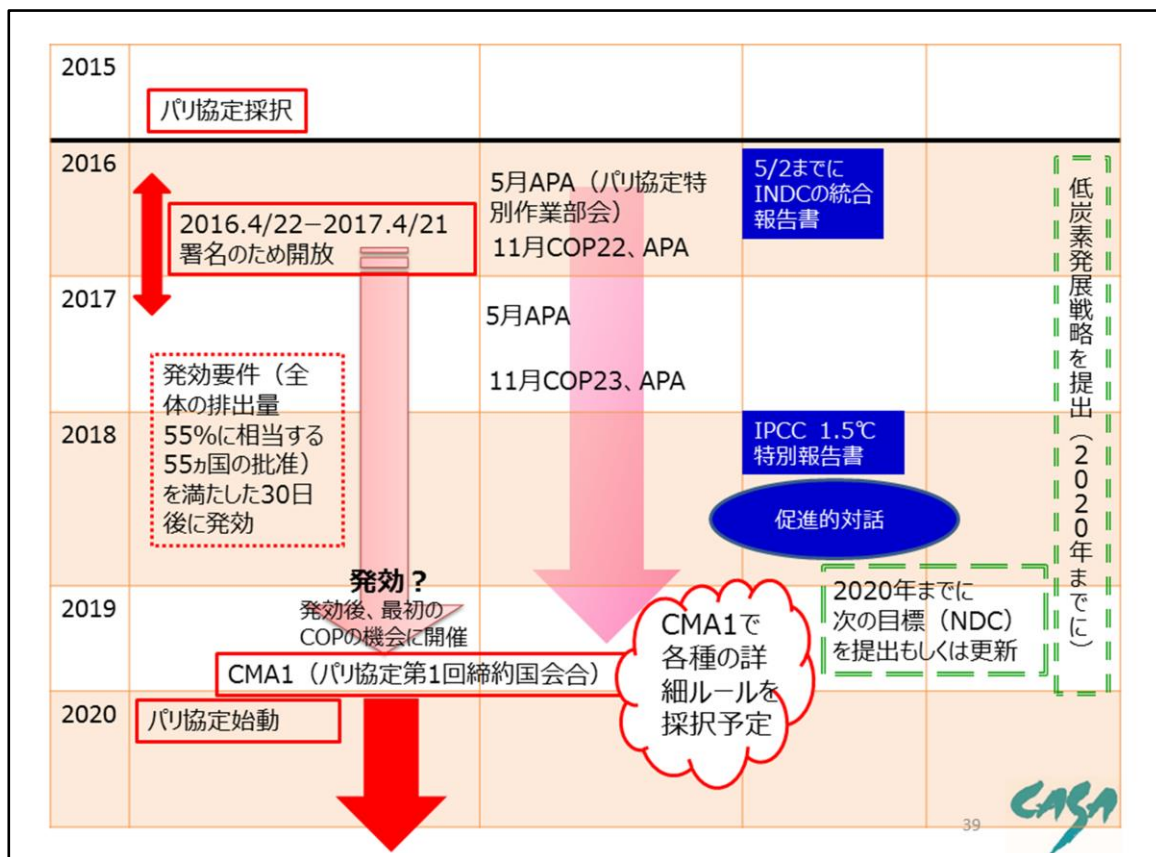
し確認したうえで、提出するという流れになっています。また、4条11にある通り、締約国が自国の目標を引き上げることはいつでも可能となっています。

パリ協定の発効要件など（20条、21条）

パリ協定は、2016年4月22日から2017年4月21日の期間、署名のため開放されることになっており（20条、COP決定 para2）、2016年4月22日に閣僚級の署名セレモニーが招集されることになっています（COP決定 para3）。すべての締約国ができる限り速やかに批准することを要請されています（COP決定 para4）。

発効要件は、世界の排出量の55%に相当する55カ国以上の国が批准することであり、この要件を満たした30日後に発効することになっています（20条）。

この批准と発効条項があることにより、パリ協定は気候変動枠組条約、京都議定書と並んで、法的拘束力ある条約になっています。すなわち、パリ協定に違反することは国際法違反になります。ただ、個々の条項が法的拘束力を持つかどうかは、その条項の規定の仕方によって異なります。パリ協定が法的拘束力を持つ条約であることは、パリ協定の各条項が法的拘束力を持つことを意味しません。具体的には、京都議定書では先進国の削減目標は法的拘束力があり、削減目標の不遵守には制裁規定がありましたが、パリ協定のNDCには法的拘束力はありません。



パリ協定発効までのスケジュール(出所:CASA作成)

パリ協定の合意により、ADP は作業を完了（COP 決定 para6）、新たに APA（パリ協定特別作業部会）が設置されました（COP 決定 para7）。さらに、APA が協定の発効と CMA1（パリ協定第 1 回締約国会合）に向けた準備を進めるとされています（COP 決定 para8）。APA は COP に対して作業の進捗を定期的に報告を行い、CMA1 までにその作業を完了するよう要請されており（COP 決定 para10）、第 1 回目の APA は 2016 年 5 月に補助機関会合と同時に開催予定となっています（COP 決定 para11）。

何故パリ協定に合意できたのか

何よりも IPCC の AR5 が大きかったと思います。これまでも IPCC の評価報告書は条約・議定書交渉に大きな影響を与えてきましたが、今回の AR5 もパリ協定に大きな影響を与えました。協定の目的や目標／ビジョンの合意は、AR5 なしにはなかったと思います。

また、COP15 の失敗が教訓となり、ここで合意に失敗すると後がないとの危機感が底流として COP21 での交渉を支えていたように思います。その端的な表れが、議長国フランスの会議進行の采配です。パリ委員会の、「全てが合意されるまで何の合意もない」、「全ての締約国が参加する」、「透明性を維持する」という 3 つの原則や、インダバでの交渉の進め方は、COP15 の失敗に学び、COP16 以降の経験から生み出されたものです。会議冒頭に世界の首脳を集めてリーダーズ・イベントを開催したことも、COP15 で COP 最終盤に 120 名近い世界の首脳が集まりながら、合意に失敗したことを教訓にしたものだと思います。COP 冒頭に、150 名を越える世界の首脳が合意への決意を語ったことは、確実に合意への機運を醸成しました。

また、2016 年はアメリカの大統領選挙の年でもあり、もし大統領が共和党になってしまうと、ブッシュ大統領のような交渉からの離脱も考えられ、COP21 で合意してしまわないと合意の機会を逃がしかねないとの思いも、合意を促進したと思います。

再生可能エネルギーの急速な普及も合意を促進したと思います。今世紀後半に温室効果ガスの排出の実質ゼロは、エネルギー源を再生可能エネルギーに 100% 転換すること無しには実現できません。さらに、中国での大気汚染問題や、アメリカのシェールガスも、最大の排出国である中国や 2 番目の排出国であるアメリカが合意に動く要因であったように思います。再生可能エネルギーに転換すれば大気汚染問題も解決し、石炭火力をシェールガス（天然ガス）火力に転換すれば CO₂ 排出量を確実に減らすことができます。

さらに市民が高い関心を寄せ、環境 NGO の活動を通じて、交渉の進展に影響を与え続けたことも、COP21 の成功に大きく寄与したと思います。2014 年 9 月に開催された国連気候サミットの際には、40 万人の市民がパレードをしました。

COP21 の成功、パリ協定の合意に至るまでには、こうした様々な要素があったように思います。

日本の課題

日本では、パリ協定の目的・目標に沿った目標の見直し、エネルギー政策と行動計画の策定が焦眉の課題です。

1990年比で増加目標となっている2020年目標は直ちに改訂しなければなりません。先進国では最低レベルの2030年目標も早急に改訂する必要があります。

先進国で最低レベルの2030年目標の基礎となった「エネルギー基本計画」と「長期エネルギー需給見通し」は、直ちに改訂作業に入るべきです。

「長期エネルギー需給見通し」が、2030年石炭火力の割合を26%としているのは、パリ協定に逆行するものです。世界を見ると、アメリカでは厳しい石炭抑制政策を実施して、事実上、アメリカ国内での石炭火力発電所の建設および海外輸出はできなくなっています。イギリスは、COP21直前の11月25日に、国内のすべての石炭発電所を10年以内に閉鎖することを発表しました。オランダも11月26日に、議会で石炭火力を段階的に廃止する法案を可決しました。ニュージーランドも2018年に最後の石炭火力発電所を閉鎖するとし、フランスでは、石炭発電設備の輸出補助を取りやめる方針を決めました。ドイツも老朽化した褐炭（低品位炭）火力を予備に回したり、旧式の石炭コージェネレーションを閉鎖することなどの検討が始まっています。日本だけが石炭火力に固執し、地球温暖化対策に逆行する政策を進めようとしています。

また、2030年原発比率20～22%も非現実的というほかありません。仮に原発の再稼働が進んだとしても、この原発比率を達成するためには、原発のリプレイス（建て替え）や新設が必要です。現在、日本全国で47基、2,250.8万kWの石炭火力発電所の建設計画²があり、もし原発比率が目標どおり進まず、足りない分を石炭火力で賄うことにでもなれば、CO₂は減るどころか、増加しかねません。

私たち日本の市民にとって、まさに、これからが正念場です。

発行：地球環境市民会議(CASA)

〒540-0026 大阪市中央区内本町2-1-19 内本町松屋ビル10-470号室

TEL: 06-6910-6301 / FAX: 06-6910-6302

早川光俊、土田道代

#これまでの通信は、以下のサイトをご覧ください

<http://www.bnet.jp/casa/cop/cop.htm>

#CASAのfacebookページ

<https://www.facebook.com/ngocasa1988>

² 気候ネットワーク調べ。〈<http://sekitan.jp/plant-map/>〉